

2022 年 3 月 28 日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第1項第1号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号
コニカミノルタ株式会社
代表執行役社長兼 CEO 山名 昌衛

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号
株式会社ガバメイツ
代表取締役社長 別府 幹雄

コニカミノルタ株式会社(以下「分割会社」といいます。)は、2022 年 1 月 26 日付新設分割計画書に基づき、2022 年 3 月 28 日を効力発生日として、株式会社ガバメイツ(以下「新設会社」といいます。)を新たに設立し、分割会社の自治体 DX 推進部で営む自治体 DX 支援事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。本件分割に関し、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2022 年 3 月 28 日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件分割に際して会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条に定める新株予約権買取請求手続は実施していません。

(4) 債権者保護手続

会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2022 年 1 月 27 日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、分割会社より自治体 DX 推進部が営む自治体 DX 支援事業に関する権利義務を承継しました。以上の結果、新設会社が承継した資産の額は 176,211,560 円、負債の額は 0 円となっております。

4. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上